

外 発 第 3 1 5 号  
平成29年 9 月 15 日

茨城県保健福祉部薬務課長 殿

茨城県警察本部警備部警備部長  
(公 印 省 略)

爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化について（依頼）

日頃から警察業務に関し、御理解と御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、警察では、平成31年のいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会及び平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会を控え、テロ等違法行為の未然防止に万全を期すため、爆発物の原料となり得る化学物質の管理強化等について、関係機関や販売事業者等の皆様方に協力を要請しているところではありますが、貴課におかれましては、警察庁からの依頼に伴う厚生労働省からの「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」（平成21年12月2日付け薬食総発1202第4号、薬食審査発1202第32号、薬食監麻発1202第8号）等に基づき、所管する薬局開設者及び医薬品店舗販売業者等に対し、爆発物の原料となり得る化学物質11品目（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）について、特に劇物に該当するものの適切な保管管理や譲渡手続及び交付制限の厳守、盗難紛失時の速やかな届出等を指導していただいていることと存じます。

一方、海外では依然として、イスラム過激派組織による爆弾テロが頻発し、国内においても、上記化学物質を用いた爆発物製造事案が発生するなど、今後、冒頭の大規模行事が開催されるに当たり、これら事件を未然に防止するためには、官民一体となった対策を、より一層、推し進めることが必要と考えております。

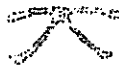
つきましては、所管する事業者に対し、改めて、上記化学物質11品目を始めとする化学物質等の管理強化を働きかけていただきたくお願いいたします。

また、これら事業者が関係する組織や団体に対しても周知していただきたく、併せてお願いいたします。

【本件担当】

茨城県警察本部警備部外事課  
国際テロリズム対策室（齊藤）  
電話029-301-0110（内線5852）





薬食総発1202第4号  
 薬食審査発1202第32号  
 薬食監麻発1202第8号  
 平成21年12月2日

各 都道府県  
 保健所設置市 衛生主管部(局)長 殿  
 特別区

厚生労働省医薬食品局総務課長



厚生労働省医薬食品局審査管理課長

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について

毒物及び劇物や医薬品等の適正な管理等の推進については、かねてより種々御配慮をわずらわせているところでありますが、本年10月、毒物劇物販売業者が、爆発物を製造しようとした者に対し、毒物及び劇物取締法(以下「毒劇法」という。)で義務付けられた書面の提出を受けることなく劇物を販売したこと等により、同法違反容疑で検挙された事案を受け、今般、警察庁警備局警備企画課長、警察庁警備局公安課長及び警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長より別添のとおり依頼があったところです。

つきましては、爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤を取り扱う薬局開設者、医薬品店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に対する適切な保管管理の徹底、譲渡手続及び交付制限の厳守等のより一層の指導を行う必要があるため、下記事項に御留意の上、貴管下関係業者団体に対し傘下業者へのこれらの指導内容の周知徹底を要請する等、貴管下事業者に対する指導について格段の御配慮をお願いいたします。

また、警察官からその職務上、薬局開設者、医薬品店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力していただくようお願いいたします。

## 記

- 1 毒劇法に規定する毒物及び家庭用劇物以外の劇物の一般消費者への販売を自粛し、代替品購入を勧めること。やむを得ず販売する際には、一般消費者に対し必ず保管管理や廃棄の義務について説明の上で販売すること。
- 2 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム（以下「爆発物の原料となり得る化学物質」という。）及びそれらの製剤のうち、毒劇法に規定する劇物に該当するもの（以下「爆発物の原料となり得る劇物」という。）について、同法に基づき、適切な保管管理を行うとともに、譲渡手続及び交付制限を厳守し、また、盗難又は紛失事件が発生したときは、直ちに警察署に届けること。
- 3 爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤のうち、薬事法に規定する劇薬に該当するものについて、同法に基づき、適切な保管管理を行うとともに、譲渡手続及び交付制限を厳守すること。また、盗難又は紛失事件が発生したときは、直ちに警察署に届けられたいこと。
- 4 爆発物の原料となり得る化学物質のうち、劇物又は劇薬に該当しないものについて、販売を行った化学物質の名称（又は販売名）、数量、その他販売の記録を記載した書面（電磁的記録を含む。）を保存するよう努められたいこと。また、盗難又は紛失を防止するのに必要な措置を講じるなど、適切な保管管理を行うよう努められたいこと。さらに、盗難又は紛失事件が発生したときには、直ちに警察署に届けられたいこと。
- 5 爆発物の原料となり得る化学物質について、一般消費者に対してインターネットを利用した販売を行う場合、又は大量に販売を行う場合には、購入者の連絡先及び使用目的を確認・記録した上で行うこととし、使用目的が不審若しくはあいまいである者又は社会通念上妥当でないおそれがあると認められる者には、販売を差し控えるとともに、当該者の不審な動向について直ちに警察署に届けられたいこと。

参考

参考1：事件の概要

専門学校生の少年に対し、今年2月、毒物及び劇物取締法で定められた譲渡手続を行わずに、塩素酸カリウム等の劇物の販売を行ったとして、同年10月に東京都中央区の毒物劇物販売業者が書類送検されたもの。

参考2：

通知物質に対する毒物及び劇物取締法等に基づく規制と指導事項について

|   | 爆発物の原料となり得る化学物質<br>(塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、<br>硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン、硝酸カリウム)          |  |                    |
|---|---|--|--------------------|
|   | 劇物  | 劇薬   | それ以外               |
| 規制の根拠法  | 毒物及び劇物取締法   | 薬事法  | —                  |
| 譲渡手続・交付制限<br>(販売記録の保存を含む)                     | 法第14条<br>第1項～第4項<br>法第15条<br>第1項～第4項  | 法第46条<br>第1項～第4項<br>法第47条  | 指導<br>(販売記録の保存)    |
| 保管管理  | 法第11条<br>第1項～第4項  | 法第48条  | 指導                 |
| 盗難・紛失時の<br>警察への届出                             | 法第16条の2<br>第2項  | 指導   | 指導                 |
| インターネット販売<br>時及び大量販売時<br>における連絡先及び使<br>用目的の確認 | 指導  | 指導<br>※インターネット<br>販売は原則第3類<br>医薬品に限る   | 指導                 |
| 不審者への販売差し<br>控え・警察への届出                        | 指導  | 指導   | 指導                 |
| 対象物質  | 医薬品・医薬部外品<br>以外の下記物質<br><br>塩素酸カリウム<br>塩素酸ナトリウム、<br>硝酸、硫酸、塩酸、<br>過酸化水素<br>(一部、濃度等に<br>よる除外規定あり) | 医薬品たる下記物質<br><br>塩素酸カリウム<br>塩素酸ナトリウム、<br>硝酸、硫酸、塩酸、<br>過酸化水素<br>(一部、濃度等に<br>よる除外規定あり) | 劇物及び劇薬に該当<br>しないもの |